

警察署協議会会議録

行橋警察署協議会

開催年月日時	令和6年7月10日（水）午後4時00分から午後5時35分まで	
開催場所	行橋警察署大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下8名
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長 総務第二係長
議事概要		
【会長挨拶（要旨）】 今回も議題に沿った見やすい資料を準備してもらっている。各委員にあつては、議題に関する事項、その他質問・意見等あれば、忌憚なくこれまで同様に挙手の上、発言をお願いします。 【署長挨拶（要旨）】 本日の議事は、令和6年上半期の管内治安概況、令和6年改正道路交通法の概要及び交通安全教育資機材体験となっている。管内治安概況では、上半期を振り返り、当署における取組状況を報告する。また、改正道路交通法の概要とは、自転車の交通違反に対して反則金を納付させるいわゆる「青切符」の導入等が決定したことについてである。質疑応答の場では、忌憚のない御意見・御要望をいただきたいと思う。 【議事】 ○ 令和6年上半期における管内治安概況 各担当課長から当署における取組等について説明した。 ○ 令和6年改正道路交通法の概要 交通課長から令和6年改正道路交通法の概要について説明した。 ○ 交通安全教育資機材体験 交通課長から飲酒運転VRについて説明の上、委員による体験を実施した。 【質疑応答・委員意見等】 ○ 委員から「他県であるが、昨年から立て続けに不祥事が明らかとなり、多数の警察職員が逮捕されるなどしたとの報道を見た。そこで、行橋警察署では、署員に対し不祥事の未然防止に向けた対策を実施しているのか、実施しているのであればどのような対策なのか。また、最近は様々なハラスメント防止の必要性が叫ばれていることか		

議 事 概 要

ら、ハラスメント防止に向けた取組はいかがか。」旨の質問がなされ、総務課長から「当署では、日頃から朝の点呼や定期会など、署員が集まる機会を捉えた教養を実施しているほか、年代別、階級別のグループ検討会を実施し、事例を用いた自ら考えさせる教養も実施している。また、指導が一方通行とならないよう、上司・部下双方向のコミュニケーションを大事にし、風通しのよい職場環境づくりも推進している。ハラスメントについては、セクハラ、パワハラ、マタハラなど様々な形態があり、どのような言動がハラスメントに該当するか具体例を挙げて教養しているほか、ハラスメント相談員の指定、相談窓口の周知を行うことにより、被害を受けた職員が声を上げやすい環境づくりにも努めている。」旨回答した。

- 委員から「県道須磨園線のある丁字の信号交差点では、自転車通行帯のカラー舗装がされて以降、速度の速い自転車が信号を無視して交差点に進入し、あわや交通事故という状況を何度か見かけている。そこで、この交差点での自転車による交通事故発生状況及び交通違反検挙があるか。また、高速で走行する自転車の中に、外国人実習生と思われる人達が多数いることから、行橋警察署で外国人実習生受入れ事業所に対する交通安全教育、特に自転車利用に関する教育の実施状況はいかがか。」旨の質問がなされ、交通課長から「お尋ねの交差点では、自転車に関連する交通事故（人身事故に限る。以下同じ。）の発生及び自転車交通違反の検挙は過去３年間あっていない。

なお、車両同士の交通事故は５件発生しているものの、いずれも軽傷の追突事故である。外国人実習生に対する交通安全教育は、例年受入れ事業者の依頼を受け、本年は既に７回、自転車の安全利用を中心に交通教室を実施している。同教室は、例年新たに外国人を受け入れる都度実施している。」旨回答した。

- 委員から「次の２点についてお尋ねする。１点目は、中学生に対する自転車使用に関する交通安全教室等を実施しているか。２点目は、ＳＮＳの利用を原因とする児童・生徒に対する犯罪被害の実態等についてである。」旨の質問がなされ、交通課長から「本年は、管内２校において自転車交通安全教室を実施している。この２校は、自転車通学が許可されていることから例年実施している。他の中学校では、自転車通学を許可していないなどの理由から自転車交通安全教室の要望がなく、全中学校を対象とした交通安全教育は行えていない状況にあるが、今後も教育委員会を通じて、自転車安全利用に関する交通安全教室の開催や自主的な交通安全教育の推進を積極的に働きかけていく。」、生活安全課長から「ＳＮＳを起因とする児童・生徒の犯罪被害については、性犯罪被害、自己の裸の写真を他人に送る被害、誹謗中傷のトラブルなどがある。事例としては、彼氏に頼まれて裸や下着姿の画像を送ったところ、その写真が拡散されるといったことや、ＳＮＳ上で女の子同士と思い、知らない他人に画像

議 事 概 要

を送ったところ相手が男性で、その後「写真をばらまく」と脅迫されるケースなどがある。また、誹謗中傷のトラブルでは、軽い気持ちで投稿した言葉が、名誉棄損や侮辱罪に該当し、加害者又は被害者となる事例などが認められる。子供にスマートフォンを使用させる際は、フィルタリングの設定、アプリの使用制限、休止時間など、保護者が子供としっかりと話し合い、使用方法を約束すると良いと思われる。」旨回答した。

- 委員から「私は、ある小学校の通学路で地域ボランティア及び保護者の方々とともに、児童の登校見守り活動をしている。同校の通学路には、多数の児童が使用する生活道路があり、同所は沿岸の工場地区への自転車通勤者も多く通行する。ちょうど児童の登校時間と出退勤時間が重なるようで、自転車が児童の歩く横を高速で通過したり、交差点の赤信号を無視して通過したりする状況が散見される。安全な通学路の実現に向け、パトロールを通じて危険な自転車利用者への指導等を行ってもらいたい。」旨の要望がなされた。